『愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ』

~12月16日から発効します~

愛知県内の特定の産業に適用される5業種の特定最低賃金について、平成30年12 月16日から改正されます。

このため、既に10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金(時間額)は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	効力発効日
(地域別最低賃金)		
愛知県最低賃金	898円	平成 30 年 10 月 1 日
(特定最低賃金)		
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	957円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機 械器具製造業	928円	
電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	901円	平成 30 年 12 月 16 日
輸送用機械器具製造業	936円	
		1

921円

詳しくは、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

自動車(新車)小売業